

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

平成28年 3月25日決裁

改正 平成28年 7月15日決裁

改正 平成30年11月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者（岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月25日決裁）別表第1に規定する訪問介護相当サービス事業、通所介護相当サービス事業、基準緩和型デイサービス事業、運動器機能向上事業及び認知症予防事業（以下「事業」と総称する。）を行う者をいう。以下同じ。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定（以下「指定」という。）の申請（以下「指定申請」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業事業所指定（更新）申請書（様式第1号。以下「指定（更新）申請書」という。）により行うものとする。

(指定の更新)

第4条 省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

2 法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請（以下「指定更新申請」という。）は、指定（更新）申請書により行うものとする。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、指定（更新）申請書に記載した事項に変更があったときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書（様式第2号）に変更した内容が確認できる書類を添付して市長に提出するものとする。

2 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止届出書（様式第3号）により行うものとする。

3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 指定（更新）申請書

(2) 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類

(指定事業者の指定等)

第6条 市長は、指定申請又は指定更新申請があった場合は、速やかに指定の審査を行い、そ

の結果を当該指定申請又は指定更新申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - (1) 指定申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、法人でないとき。
 - (2) 申請者が、岐阜市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年3月25日決裁）、岐阜市指定基準緩和型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年7月15日決裁）又は岐阜市通所型サービスCに係る運動器機能向上事業及び認知症予防事業の実施並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年7月15日決裁）に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (3) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理するもの（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4) 申請者が、法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (6) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該指定申請をした日の前日までに、これらの法律の規定による滞納処分を受け、かつ、当該滞納処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該滞納処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該滞納処分を受けた者が、当該滞納処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
 - (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
 - (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しの理

由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして市長が認めるものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (11) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (12) 申請者が、指定申請前5年以内に居宅サービス等又は事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - (13) 申請者の役員等に第4号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生ずると認めるとき。
- 3 市長は、指定申請があった場合において、岐阜市高齢者福祉計画で定める地域支援事業に係る計画量に既に達しているとき、当該指定申請に係る指定によってこれを超えることになると認めるときその他の岐阜市高齢者福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、指定をしないことができる。
- 4 指定を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- （事業者情報の公表及び提供）

第7条 市長は、指定又は第5条各項に規定する届出書の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、岐阜県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定等に係る申請者又は届出をした指定事業者（以下「申請者等」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請者等の代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める情報
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月25日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱に定める指定に関する手続については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月15日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱による改正後の第1条に規定する基準緩和型デイサービス事業、運動器機能向上事業及び認知症予防事業を行う者の指定に関する手続については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年11月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。